

大都市制度（特別区設置）協議会

《第4回議事録》

■日 時：平成29年11月9日(木) 10:00～10:39

■場 所：大阪府議会 第2委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、大橋一功委員、河崎大樹委員、
（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、徳永慎市委員、杉本太平委員、八重樫善幸委員、
中村広美委員、山下昌彦委員、辻淳子委員、守島正委員、徳田勝委員、
黒田當士委員、川嶋広稔委員、辻義隆委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、第4回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は定数20名のうち20名の委員が出席されておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の協議会開催に当たり、今月2日に代表者会議を開催しておりますので、その協議内容について事務局からまずご報告願います。

（事務局：井上制度企画担当部長）

おはようございます。

それでは、事務局のほうから、去る2日に行われました代表者会議の結果をご報告させていただきます。

まず、本日の協議会の開催につきましては、特別区の設置に伴うコストと財政シミュレーションを協議項目とし、事務局説明とすることが確認されております。あわせて、確定したものではございませんが、府市の議会日程や知事、市長の日程を踏まえ、今後の協議に向けた当面の開催日程を候補日としてお示ししたところでございます。具体的な日程調整につきましては、本日の法定協議会終了後の代表者会議で行うことをご確認いただいております。

また、法定協議会における議論等を住民の皆さんへ周知するため、当協議会の広報の取組みとして、新聞折り込みにより協議会だよりを発行することなどをご提示させていただいたところ、それで準備を進めていくことをご確認いただいております。なお、発行回数につきましては、協議の進捗状況に応じて対応していく必要がございますが、本年度内に3回、来年度に4回程度発行することを想定しております。広報内容につきましては、その都度、各代表者を通じ、各委員に確認する形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございます。今後の協議会の運営については、ただいま事務局から報告のあった内容で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。今日は、特別区の設置に伴うコスト及び財政シミュレーションについて説明をお聞きすることといたしておりますので、事務局、よろしく願いいたします。

(事務局：大下制度調整担当部長)

制度調整担当部長の大下でございます。

今日は、前回の協議会で後日対応としておりました特別区設置に伴うコストや財政シミュレーションについてご説明いたします。配付資料としてお手元に「副首都・大阪にふさわしい大都市制度《特別区(素案)》(追加資料)」と、「財政シミュレーション(一般財源ベース)」、それから「【別冊】区割り案ごとの各特別区の収支」を用意しております。

それでは、特別区設置に伴うコストからご説明いたします。資料「副首都・大阪にふさわしい大都市制度《特別区(素案)》(追加資料)」これを1枚めくっていただきまして、特別区設置に伴うコストをご覧ください。さらに1枚めくっていただきました目次の※印のところでございますけれども、コストの試算に当たりましては、その試算過程において一定の条件を設定して試算したものであり、特別区を設置する時期や今後の社会経済情勢の変動等により、実際のコストについては変動が生じる可能性がございます。

それでは、1ページをご覧ください。

ここからコストの試算につきまして基本的な考え方を3ページにわたって記載しております。特別区設置に伴うコストといたしましては、イニシャルコストとランニングコストに分けて整理しており、まず(1)イニシャルコストにつきましては、システム改修、庁舎整備、その他の3点に分けて試算しています。1つ目のシステム改修経費は大きく2つの区分で試算しており、住民情報系基幹システムは、必要な改修を行った上、一部事務組合の運用とし、その他194システムは現行の大阪市のシステムを改修して、一部事務組合の運用もしくは各特別区が共通利用することを基本として試算しています。2つ目の庁舎整備関係は、後ほどご説明いたします庁舎整備経費や職員の移転経費、特別区に一時保護所を設置するための一時保護所建設経費を試算しています。3つ目のその他経費は、街区表示変更経費などを試算しています。

次に、(2)ランニングコストでございますが、システム運用経費は、システム改修経費の考え方に準じて試算を行い、行政委員会運営費については、近隣中核市6市の平均をもとに試算しています。また、議員報酬等は、議員定数等を現状のままと仮定し、特別区設置に伴うコストとしては計上しておりません。

2ページをお開きください。

庁舎整備経費に関する基本的な考え方は、各特別区における職員数に応じ、必要な執務室を確保することとし、その際には既存の執務室は改修を行うことを前提としています。

また、コスト抑制の観点を重視し、既存の庁舎として利用している執務室、具体的には大阪市本庁舎や各区役所といった保有庁舎のほか、ATCやあべのメディックス、あべ

のルシアスといった現在庁舎として賃借している主な民間ビルを引き続き活用することを前提としています。その上で、執務室面積に不足が生じる特別区につきましては、特別区域内での民有地を買収して新庁舎を建設する①の建設案と、民間ビルを賃借する②の賃借案の2案についてそれぞれコストを試算しています。

なお、具体的な整備に当たりましては、新庁舎建設や民間ビルの賃借を柔軟に組み合わせて整備を図るものとし、新庁舎建設において大阪市保有地の活用ができる場合は積極的に活用を図るものと考えています。

3ページをご覧ください。

執務室面積の算定についてでございます。まず、特別区職員は、各特別区域内の既存の大阪市保有庁舎及びA T C等の賃借ビルへ配置するとともに、一部事務組合職員のうち約230名を現在の大阪市本庁舎に配置することとしています。また、大阪府へ移管する職員のうち、約590名を民間ビルに配置することとしています。

次に、職員一人当たりの必要執務室面積は、平成22年度地方債同意等基準をもとに、一人当たり20㎡としています。その下、議会関係施設の必要面積は、同じく平成22年度地方債同意等基準をもとに、議員一人当たり35㎡としています。これらの前提をもとに試算した不足する執務室面積は、4区A案では約2万2,000㎡、4区B案では約3万1,000㎡、6区C案では約4万2,000㎡、6区D案では約5万1,000㎡となり、この不足する執務室面積分について、それぞれ庁舎を建設した場合と賃借した場合を試算しています。

なお、今後の議論により前提条件に変更が生じた場合は、試算数値も変動することとなります。

4ページをお開きください。

こちらは試算Aから試算Dの試算結果の総括表でございます。上段の表は試算ごとのイニシャルコストとランニングコスト、それぞれの合計額をお示ししております。数字に幅がございますのは、先ほど説明いたしました執務室面積の不足分について、建設した場合と賃借した場合のそれぞれの試算でしているためでございます。イニシャルコストは、試算Aでは賃借案で302億円、建設案で479億円となり、同様に試算Bでは311億円から561億円、試算Cでは346億円から686億円、試算Dでは354億円から768億円と試算しております。

次に、ランニングコストは、試算Aでは、建設案では39億円、賃借案では45億円となり、同様に試算Bでは41億円から48億円、試算Cでは52億円から60億円、試算Dでは54億円から58億円（後日、62億円に訂正し、配布資料（副首都・大阪にふさわしい大都市制度《特別区（素案）》（追加資料））については差し替え済）と試算しております。

その下の表は、イニシャルコストとランニングコスト、それぞれの内訳であり、各試算の具体的な積算内訳は、5ページから20ページにかけてお示ししております。試算Aから試算Dでの各項目における積算方法や建設案と賃借案での試算した場合の考え方につきましては、基本的に同じでございますため、積算内訳につきましては試算Aを用いて説明いたします。

5ページをご覧ください。

イニシャルコストは、システム改修経費、庁舎整備経費、移転経費、一時保護所建設経費と、6ページのその他経費の5項目となっております。まず、5ページのシステム改修経費につきましては、業者の見積もりなどをもとにして、計182億円と試算しています。

その下の庁舎整備経費は、建設案と賃借案の2案について試算しています。建設案278億円と賃借案101億円の相違点は、左側の建設案は執務室面積が不足する第二区及び第四区の新庁舎建設のための用地費など177億円を計上している点でございます。それ以外の区役所等保有庁舎改修経費や民間ビル賃借執務室改修経費、民間ビル賃貸保証金につきましては、建設案、賃借案のどちらも同じ試算額となっております。また、この庁舎整備経費は、前回協議会でお示した特別区素案の組織体制案の制度設計をもとに、新たに執務室の確保が必要となる各特別区の対象職員を算出した上で、過去の庁舎建設や改修事例の単価などを参考に必要経費を試算しております。

なお、賃借案の場合の不足する執務室面積に対応する民間ビル賃借料は、毎年かかる経費であるため、7ページのランニングコストのところで計上しております。

イニシャルコストにつきましては、これら以外に5ページその下の職員の移転経費として4.5億円、新たに第二区に建設する児童相談所の一時保護所の建設経費として5.4億円、6ページのほうでございますけれども、その他の経費として街区表示板の変更経費などで8.7億円と試算しています。

次に、7ページをご覧ください。

ランニングコストとしてシステム運用経費、民間ビル賃借料、新庁舎維持管理等経費、各特別区に新たに必要となる経費の3項目を試算しています。システム運用経費は改修と同じく見積もりなどをもとに32.2億円と試算しています。また、ホームページの運用経費は府内自治体の平均経費などをもとに0.2億円と試算しています。次に、民間ビル賃借料、新庁舎維持管理等経費は、左側の建設案で6億円、右側の賃借案では12億円と試算しています。賃借料は、事務所賃借料の事例を参考に試算していますが、この中で先ほど説明いたしました第二区及び第四区の不足する執務室面積への対応につきまして、民間ビル賃借料として、右側の賃借案の場合は6億円計上しております。これに対して左側の建設案の場合は、新庁舎の建設に伴い現在民間ビルに入居している事務所の引き揚げなどにより、民間ビル賃借料が不要となるため、マイナス4億円としている一方で、新庁舎の維持管理等経費として必要となる4億円を計上しています。最後に、各特別区に新たに必要となる経費について、各種行政委員会の委員報酬費は近隣中核市6市の平均をもとに0.5億円と試算しています。

8ページをお開きください。

各特別区の執務室面積の充足状況を図で示したものでございます。各区の吹き出しの中の対象職員数は、さきに素案でご説明した組織体制案をもとに積算した、新たに執務室の確保が必要となる職員数でございます。また、大阪市保有庁舎等執務面積は、それぞれの特別区域内における既存の大阪市の保有庁舎及びA T Cなどの民間ビルにおいて賃借している執務室面積の合計でございます。その下の執務室必要面積は、対象職員数をもとに積算したものでございます。試算Aの場合ですと、第二区及び第四区におきまして、それぞれ執務室面積が不足している状況をあらわしております。

9ページ以降20ページまでは試算Bから試算Dにつきまして、試算Aと基本的に同じ考え方で積算をしております。また、21ページ以降は参考資料といたしまして、システムと庁舎経費につきまして、コスト試算に当たってのより詳細な積算根拠等をお示したものであり、説明のほうは省略させていただきます。

特別区設置に伴うコストについての説明は以上でございます。

(事務局：井上制度企画担当部長)

制度企画担当部長の井上でございます。

続きまして財政シミュレーションについてご説明いたします。資料「財政シミュレーション（一般財源ベース）」をご覧ください。

まず、表紙をおめくりいただきまして上のページでございます資料の目的、位置づけでございます。この資料は、協議会において区割り案を比較検討いただくための材料の1つとして、また特別区の財政運営が将来的に成り立つのか協議いただくための参考資料として、副首都推進局で推計したものでございます。推計に当たりましては、大阪市の財政に関する将来推計の数値を制度設計案に基づいて特別区分、大阪府分に仕分けた後、これに未反映の改革効果額、組織体制の影響額及び特別区設置に伴うコストの3つを加味したところです。お示ししました財政推計は、現時点で把握できる数値をもとに、一定の前提条件をおいたうえで行った極めて粗い試算でございます。今後の景気動向、地方財政制度の改正や予算編成等において変動する可能性もございますため、相当の幅を持って見ていただく必要があるということをご理解いただければと存じます。

続きまして、下のページ、目次のところにこの資料の構成を記載させていただいております。

なお、各区割り案におけます各特別区の収支につきましては別冊としてまとめておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

財政シミュレーションの算定方式についてでございます。まず、大阪市の財政に関する将来推計を各特別区分と大阪府分に分けます。その際、事務分担案等の特別区素案の制度設計に基づきました按分や積み上げを行っております。そして、そのそれぞれに、この収支に未反映の改革効果額、組織体制の構築に伴う人件費の影響額、特別区設置に伴うコストを加味して、特別区設置後の収支見通しを作成するといった流れでございます。また、財政シミュレーションの期間は、平成34年度を特別区設置の日と仮定した上で、現時点から20年後となります平成48年度までとしました。

なお、今回のシミュレーションの趣旨が、区割り案の比較材料の1つであることや、特別区の財政運営が成り立つかの参考資料であることから、大阪府が作成しております粗い試算は、試算の範囲外としております。

2ページをご覧ください。

財政シミュレーションの前提条件をここから4ページまで記載しております。まず2ページですが、財政シミュレーションの基礎となります大阪市の財政に関する将来推計は、大阪市今後の財政収支概算、いわゆる粗い試算の平成29年2月版の数値を使用しております。また、国の地方財政制度による歳入の影響につきましては相当の幅を見込むこととして、地方交付税の推計値として2つのケースを示すことといたしました。ケース1は、市税等収入の増加を見込むものの、国が示している経済・財政再生計画等に基づいて、税等一般財源総額は実質的に同水準で推移する見通しと想定したものでございます。ケース2は、現行の地方交付税制度に即して、市税等収入の増加に応じて、一定割合が各団体の財

源として留保されるものと推計したものでございます。

それぞれの具体的な見込み方については、下の表、ケース1とケース2における歳入（税等一般財源）の推計についてをご覧ください。ケース1、ケース2とも市税等が増加傾向である点は、市の粗い試算の見込み方と同じでございますが、異なる点としては、ケース1では、市税等収入が増加した分は、100%地方交付税の減少に反映されるものと推計し、ケース2では、市税等収入の増加分のうち、75%が地方交付税の減少に反映され、25%が収支に寄与するものとして推計しております。ちなみに、市の粗い試算はケース1で見込まれております。なお、ケース2の場合であっても、交付税等には財政需要などに関する算定で他の減収要素が見込まれるため、税等一般財源の総額としましては、結果的にほぼ同水準で推移するものとなっております。

今説明いたしました歳入（税等一般財源）の推移の推計結果を右下のグラフでケース1とケース2を比較して示しております。横軸が年度、縦軸が税等一般財源額となっており、市税などは7,500億円の少し下のあたりから右上に向かって増加しながら推移することから、その上に積み重なった地方交付税などは減少していくという見込みでございます。ただし、先ほど申し上げました見込み方の違いにより、税等一般財源総額は、ケース1の場合だと次第に減少しますが、ケース2の場合ではほぼ横ばいに推移し、平成38年度では両ケースの差が約132億円という試算結果となっております。これがいわゆる幅でございます。

3ページをお開きください。

その他の前提条件として、特別区素案における区割り、事務分担、組織体制、財政調整などの制度設計案を前提としまして、大阪市の財政に関する将来推計に見込まれた歳入歳出の推計値を特別区分と大阪府分に、また特別区分は各特別区分に人口や決算実績などを指標として按分するなど試算しております。また、平成39年度以降の数値につきましては、市の粗い試算で推計していない期間になりますため、歳入歳出ともに基本的に横おきで伸ばしつつ、阿倍野再開発事業など財務リスク分に関しましては各年度の増減見込みを個別に反映させております。

なお、平成29年度からは政令指定都市に係る府費負担教職員制度の見直しが行われた結果、義務教育の教職員給与費を政令指定都市が負担することとなる一方、府からの税源移譲や交付税措置などによって見合いの財源措置が行われることとなっているところでございます。市の粗い試算はその前提で見込まれておりますが、特別区設置の際には再び府が負担することとなりますことから、見直し前に戻して推計しております。なお、歳入歳出とも同額の影響が見込まれておりますため、収支に影響はございません。

4ページをご覧ください。

財政シミュレーションでは、財政に関する将来推計を基礎として、ここに示した3点を加味しております。1点目が、改革効果額の未反映分で、平成23年の大阪府市統合本部設置以降の府市の改革の取組みのうち、A、B項目及び市政改革プランにつきまして、財政的効果を試算したものでございます。先ほどご説明しました将来推計に織り込み済みの効果額は重複しないように控除しております。2点目が、組織体制の影響額で、組織体制の構築に伴う人件費の財政的影響額について、将来推計に織り込み済みの金額を控除して算定しております。3点目が、先ほど説明しました設置コストに関するものでございます。

庁舎については、建設案と賃借案がありますが、財政シミュレーション上はイニシャルコストがより高くなる庁舎を建設するケースを使用しております。その下の枠囲み部分は、特別区設置以前に発生する財政的影響額を表形式でお示しております。特別区設置までに組織体制を段階的に整えていくことや、システム改修、庁舎の整備を進めていくことなどの影響額ですが、影響額は区割り案ごとに異なりますので、特別区設置時に承継される財政調整基金の残額も異なってまいります。

その下の財源対策は、今ご説明しましたように推計した収支がマイナスになる年度において、収支不足を埋めるため、特別区に承継される財政調整基金を取り崩して対応すると仮定しております。逆に、余剰が出た場合は、財政調整基金を含む財源活用可能額が積み上がっていくという単純計算をしております。

なお、マイナスの場合につきましては、実際の財政運営においては経費削減等の歳出抑制や公有地の売却、それから行革推進債の発行など、歳入確保を講じることとなりますので、単純に財政調整基金を取り崩すのはあくまでもこの財政シミュレーション上の一例としての取扱いであるをご理解ください。

5 ページをお開きください。

次の6 ページとの見開きで、試案A（4区A案）の特別区合計のシミュレーション結果をお示しております。表の見方についてご説明いたします。折れ線グラフの下にありますケース1の表をご覧ください。一番上の段にあります財政収支推計A1が基礎となる大阪市の財政の将来推計の特別区分です。これに改革効果額（未反映分）B、組織体制の影響額C、設置コストDを足し合わせ、ケース1の収支の合計、計E1を算出します。ケース2でも同様に、財政収支推計A2に、B、C、Dを足し合わせて、計E2を算出いたしますが、ケース1と共通となりますB、C、Dにつきましては記載を省略しております。この計E1、E2を上側の折れ線グラフに示してありまして、下側の折れ線がケース1、上側の折れ線がケース2の収支推移をあらわしております。これを見ますと、ケース1では、平成34年度では単年度収支がマイナス1億円、35年度はプラス17億円となり、最終の48年度には103億円のプラスという推計結果でございます。上側のケース2の場合は、平成34年度の単年度収支がプラス42億円、35年度が77億円、最終の48年度は208億円となっております。ページの一番上の枠囲みにおいては、ケース1では、一時期収支不足が発生するものの、平成41年度以降は収支不足が解消、ケース2では収支不足は発生しないといったように、推計結果のポイントを簡単に記載しております。

6 ページをご覧ください。

収支不足が発生した場合に、特別区に承継される財政調整基金の活用による財源対策が可能かどうかを確認し、平成48年度までの特別区における財源活用可能額についてお示しております。ケース1の平成34年度のように単年度の収支がマイナスになっている場合、このシミュレーションでは特別区に承継される財政調整基金を取り崩すこととしており、グラフの下にありますケース1の表をご覧くださいと、区財政調整基金の活用F1の34年度の欄に記載された数字1億円がこの取り崩しに当たります。表を右に進んでいただきまして、平成37年から40年度のところでも取り崩しが発生していることをお示しております。

表の2段目は、この取り崩しを行った後の収支合計をG1として示したものです。

表の3段目は、府承継財政調整基金の配分とあります。各年度に17億円ずつが配分されている形になっております。これは、大阪府が財務リスクを承継するための引き当て財源として大阪府に承継することとしました財政調整基金でございますが、毎年度、財務リスクの額が減少し、引き当て不要となっていく見込みでありますことから、今回の素案では減少分に見合う基金を各特別区に配分していくこととしております。

4段目の財源活用可能額（区財政調整基金含む）でございますが、これはまず特別区設置時点で特別区に承継される財政調整基金の残高をスタートとしまして、各年度の財政収支に応じて、収支不足となる場合は財政調整基金を取り崩し、余剰が発生した場合は財源活用可能額に加えるという計算をしたものでございます。この結果、平成34年度の欄をご覧くださいますと、ケース1の場合で405億円、ケース2の場合は548億円となります。上の棒グラフは、このようにして算定した推計の結果をお示したもので、左側の薄い棒グラフがケース1の場合、右側の濃い棒グラフがケース2の場合をあらわしております。

こうした財源対策後の状況につきましては、ページ上の枠囲みにおいて、ケース1では、単年度の収支不足に対しては、区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲で対応可能といったポイントをまとめております。

なお、財源活用可能額について、このシミュレーション上では各年度の推計結果を単純に累計で足し上げておりますが、実際の取扱いは特別区長のマネジメントのもと、基金としての蓄積や新たな住民サービスの財源としての還元などが想定されます。

以上が試案Aの場合の説明でございます。

7ページと8ページをご覧ください。

試案B（4区B案）の場合の推計結果ですが、グラフや表の見方は先ほどの試案Aと同じでございます。シミュレーション結果としましては、ケース1では収支不足の発生する年度があるものの、平成41年度以降は収支不足が解消し、ケース2では収支不足が発生しない見込みです。8ページの財源対策後の財源活用可能額の推移でございますが、ケース1、ケース2ともに財源活用可能額の範囲で対応が可能となっております。

以上が試案Bの推計結果でございます。

9ページから12ページにかけて6区案のシミュレーション結果をまとめており、試案Cは9ページと10ページ、試案Dは11ページと12ページに推計結果をそれぞれ同様に記載しております。

9ページの試案C（6区C案）でございますが、ケース1では平成34年度から43年度までに収支不足が発生しますが、44年度以降、収支不足額は解消、ケース2では、平成34年度に収支不足が発生するが、35年度以降、収支不足が解消するといったシミュレーション結果となっております。

10ページの財源対策後の財源活用可能額の推移を見ますと、ケース1の場合は棒グラフがマイナスとなる時期が見込まれ、43年度には最大でマイナス36億円となっております。これは、10ページ上段の枠囲みにも記載のとおり、収支不足に対して区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応できず、経費削減等の歳出抑制や公有地の売却、行政改革推進債など地方債の活用等といった歳入確保による対応が必要という見込みとなっております。

なお、ケース2の場合は、棒グラフがマイナスになることはなく、収支不足に対しまし

ては区財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応が可能な見込みとなっております。

11ページをお開きください。

試案D（6区D案）の場合でございます。ケース1では平成34年度から44年度まで収支不足で、45年度以降、解消する見込みでございます。ケース2では、平成35年度以降収支不足が解消することとなっております。

12ページは、その財源対策後の状況でございますが、ケース1の棒グラフは平成40年度のところでマイナスが発生し、43年度にはマイナス110億円の見込みとなっております。12ページ上段の枠組みに記載のとおり、収支不足に対して区財政調整基金などの範囲内では対応できず、先ほどの試案C（6区C案）と同様に、歳出抑制や歳入確保による対応が必要となっております。ケース2の場合は、財源活用可能額の範囲内で対応が可能となっております。

以上、区割り案別の特別区合計のシミュレーションを説明させていただきました。個別の特別区の状況につきましては別冊にまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じますが、財政調整の結果、各特別区の収支のトレンドは、先ほど来ご説明してまいりました特別区全体のトレンドと同様のものとなっております。

次に、13ページと14ページをご覧ください。

大阪府の収支影響を参考として掲載しております。大阪府の場合は、4区の試案Aと試案B、6区の試案Cと試案Dは、それぞれほぼ同じ結果となりますので、まとめて記載しており、13ページが4区案、14ページが6区案となっております。表やグラフの見方は先ほどと同じですので説明は省略いたします。4区案、6区案ともにケース1、ケース2とも収支不足は一時的なものであり、現在の大阪府の財政収支に大きな影響を生じることはないと見込まれております。

以上が財政シミュレーションの結果です。

次の15ページ以降は参考資料でございます。具体的な内容説明は省略させていただきますが、項目のみご紹介させていただきます。

まず、15ページと16ページは、財政シミュレーションの前提条件について詳細にお示したものでございます。16ページの一番下でございます特別区に承継される財政調整基金の部分では、特別区設置時に特別区が承継する平成33年度末時点におけます財政調整基金残高見込みの算出方法について記載しております。次に17ページから19ページまでは改革効果額（未反映分）の項目ごとの内訳でございます。20ページでは改革効果額（未反映分）の算出の考え方を記載しております。続きまして21ページは組織体制の影響額に係る算定の考え方とそのイメージでございます。22ページは冒頭説明いたしました設置コストについて考え方と区割り案ごとの全体額、それから大阪府の額を表にまとめております。23ページ以降は4つの区割り案ごとの大阪府のシミュレーションの計数表でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

また、冒頭申し上げましたとおり各区割り案におけます特別区ごとの財政シミュレーションを別冊で整理しておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと存じます。

財政シミュレーションについての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(今井会長)

ありがとうございました。

ただいまご説明のあった特別区の設置に伴うコスト及び財政シミュレーションについては、申し合わせにより本日は事務局説明のみとして、事務局質疑等については次回以降となります。まずは資料の記載内容などで確認されたい点及びご意見等がありましたら、この際ご発言を願いたいわけですが、なお発言される場合は、インターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただいて、私が指名しますので、マイクを通してご発言いただけますようよろしくお願いいたします。何かありますか。

辻委員。

(辻(淳)委員)

ご説明ありがとうございました。今説明をいただきました資料の中の財政シミュレーション、17ページからの改革の効果額なんですけれども、これは市長と知事が緊密に連携をとってこられた結果の、生まれた効果だと思います。でもそれは都構想効果のほんの一部にすぎないというふうに思ってます。数字で例えば分かりやすく示す、そういうことも含めまして、本来の制度改革がめざす効果の本質、これが住民の皆さんに正しく伝わるような、そういう必要があるのではないかと思います。

(今井会長)

ご意見。

(辻(淳)委員)

はい。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今、辻委員からいろいろ話がありました。要は広域の行政が、これまでの大阪は府市それぞればらばらだったと。でも、橋下市長が就任をされ、僕と今吉村市長とで、これが一元化になってさまざまな広域の新しい事業、これがやれることになりました。今は人によって成り立ってるわけですけど、これを制度化しようというのが今回の大都市制度を変えるという大きな意義ですから、今辻委員が言われたような、そのような効果が数値化できるのかどうか。これを数値化しようと思うと、なかなか、学者の先生だとか有識者の皆さんに数値化方法も含めて対応していただかなければなかなかできませんので、それができるかどうかということに関係部局に指示しまして検討させていただきます。

(今井会長)

ほかご意見ございますかね。ないですか。はい。

それでは、特にご意見等がないようですので、本日の協議会はこれで終了とさせていただきます。

だきます。

この後、第3委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の方々はご参集いただきますようよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。